

(趣旨)

第1条 この規則は、野沢温泉村地下水資源保全条例(昭和59年野沢温泉村条例第20号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例施行に必要な事項を定めるものとする。

(保全地区の指定)

第2条 条例第6条に規定する野沢温泉村地下水資源保全地区は、別表第1に掲げるとおりとする。

(承認基準)

第3条 条例第10条第3項に規定する承認基準は、別表第2に掲げるとおりとする。

(承認申請等)

第4条 条例第11条第1項に規定する届出書及び第12条、第15条第2項に規定する承認申請書(第15条第1項による変更申請書及び同条第3項による変更届含む)は、様式第1号によるものとする。

2 前項の届出書及び承認申請書は、井戸の設置場所を示す図面、その他村長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

(承認書)

第5条 条例第10条による承認書は、様式第2号によるものとする。

(井戸の検査書)

第6条 条例第13条第1項による検査書は、様式第3号によるものとする。

(届出の様式)

第7条 条例第13条第1項並びに第2項、第14条第1項並びに第3項、第16条、第17条第3項、第18条及び第23条に規定する届出書の様式は、次の各号によるものとする。

- (1) 井戸の完成届出書 様式第4号
- (2) 井戸の使用届出書 様式第5号
- (3) 氏名(名称・住所)変更届出書 様式第6号
- (4) 承継届出書 様式第7号
- (5) 井戸廃止届出書 様式第8号
- (6) 措置完了届出書 様式第9号

(立入調査の身分証明書)

第8条 条例第20条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、様式第10号によるものとする。

(勧告)

第9条 条例第21条に規定する勧告は、様式第11号により行うものとする。

(措置命令)

第10条 条例第22条に規定する措置命令は、様式第12号により行うものとする。

(停止命令)

第11条 条例第24条に規定する停止命令は、様式第13号により行うものとする。

別表第1（第2条関係）

野沢温泉村地下水資源保全地区は、次のとおりとする。

（1）特別保全地区

野沢温泉村大字豊郷地域のうち

県道野沢上境停車場線（野沢温泉中学校入口との交点から野沢温泉小学校入口との交点）～村道豊郷77号線（県道野沢上境停車場線との交点から村道豊郷106号線との交点）～村道豊郷106号線（村道豊郷77号線との交点から村道1-4号線との交点）～村道1-4号線（村道豊郷106号線との交点から村道豊郷128号線との交点）～村道豊郷128号線（村道1-4号線との交点から県道飯山野沢温泉線との交点）～村道2-1号線（県道飯山野沢温泉線との交点から村道1-1号線との交点）～村道1-1号線（村道2-1号線との交点から村道豊郷121号線との交点）～向林トリプルリフト終点跡地（字山口7268）～長坂トリプルリフト終点詰所（字大ナデ7603-1）～日影フォーリフト終点詰所（字日影8124-1）～村道豊郷243号線と村道豊郷183号線との交点（ユートピア入口）～村道豊郷183号線（村道豊郷243号線との交点から村道豊郷24号線との交点）～村道豊郷24号線（全線）～県道野沢上境停車場線（野沢温泉中学校入口との交点）に囲まれた区域とする。

（2）普通保全地区

野沢温泉村大字豊郷地域のうち、特別保全地区並びに重地原地域を除いた区域及び大字前坂区域とする。

別表第2（第3条関係）

地下水の採取に係る承認基準は、次のとおりとする。

- 1 特別保全地区外であること
- 2 揚水機の吐出口の断面積（吐出口が二つ以上あるときは、その断面の合計）が19平方センチメートル以下であること
- 3 揚水機の前動機の定格出力が2.2キロワット以下であること
- 4 井戸の掘さく深度が60メートル以下であること
- 5 自然湧水及び他の地下水に支障がないと認められること
- 6 地下水を申請の用途に供することが必要かつ適当と認められること

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

(提出先)
野沢温泉村長

申請者 住 所
氏 名

(法人にあってはその住所)
(及び代表者の氏名)

井戸掘さく(変更)承認申請書
(井戸掘さく(変更)届出書)

野沢温泉村地下水資源保全条例第12条第1項(第15条第1項)の規定により承認してください。

(野沢温泉村地下水資源保全条例第11条第1項(第15条第3項)の規定により届出ます。)

記

地下水の用途			
井戸の設置場所			
掘削の方法			
井戸の口径			cm
井戸の深さ			m
ストレーナーの位置	(1) 上限	m	下限 m
	(2) 上限	m	下限 m
揚水量	m ³ /日		水温 ℃
ポンプの種類	吐出口径		mm
	断面積		cm ²
ポンプの能力	KW		m ³ /min
掘削着手予定年月日	年	月	日
掘削完了予定年月日	年	月	日
掘削担当者住所氏名			

備考

- 1 井戸の位置を示す図面を添付すること。
- 2 井戸の深さ、ストレーナーの位置は、地表からの深さを記入すること。
- 3 電気探査によるP～a曲線図又は柱状図を添付すること。
- 4 他の水をもって代えることが困難な理由書を添付すること。
- 5 既に許可を受けている井戸を変更しようとするときは許可又は届出番号を記し、変更しようとする箇所を記入すること。

様式第2号（第5条関係）

指令第 号

年 月 日付で申請のあった井戸を掘さくすることについて、下記の条件を付して承認します。

年 月 日

野沢温泉村長

記

- 1 当該井戸を掘さくしたことによって附近の水（温泉含）に影響した場合は、原状回復又はこれに変わるべき措置をとるべきこと。
- 2 当該井戸を掘さくしたことによって附近に地盤沈下を起こした場合は、原状回復すること。
- 3 一般生活用水として使用しないこと。

(提出先)
野沢温泉村長

住 所

氏 名

(法人にあってはその住所)
(及び代表者の氏名)

井 戸 の 完 成 届 出 書

野沢温泉村地下水資源保全条例第13条第1項（第2項）の規定により届出します。

記

掘削許可年月日及び番号	年 月 日 許可第 号
井戸の設置場所	
井戸の口径	cm
井戸の深さ	m
ストレーナーの位置	(1) 上限 m 下限 m
	(2) 上限 m 下限 m
揚水量	m ³ /日 水温 ℃
揚水時間	時間 分
ポンプの種類	吐出口径 mm
	断面積 cm ²
ポンプの能力	KW m ³ /min
自然水位	m (年 月 日測定)
動水位(揚水位)	m (年 月 日測定)
掘削担当者住所氏名	
使用開始年月日	年 月 日

- 備考 1 井戸の位置を示す図面を添付すること。
2 井戸の深さ及びストレーナーの位置は地表からの深さを記入のこと。
3 地質柱状図、電気検層図を添付すること。
4 水質試験結果表を添付すること。

(提出先)
野沢温泉村長

住 所

氏 名

(法人にあってはその住所)
及び代表者の氏名

井 戸 の 使 用 届 出 書

野沢温泉村地下水資源保全条例第14条第1項（第3項）の規定により届出します。

記

地下水の用途			
井戸の設置場所			
掘削の方法			
井戸の口径			cm
井戸の深さ			m
ストレーナーの位置	(1) 上限	m	下限 m
	(2) 上限	m	下限 m
揚水量	m ³ /日	水温	℃
ポンプの種類	吐出口径		mm
	断面積		cm ²
ポンプの能力	KW		m ³ /min
掘削年月日	年	月	日
使用開始年月日	年	月	日
自然水位	m (年 月 日測定)		
動水位(揚水位)	m (年 月 日測定)		
掘削担当者氏名			

- 備考
- 1 井戸の位置を示す図面を添付すること。
 - 2 井戸の深さ及びストレーナーの位置は地表からの深さを記入のこと。
 - 3 地質柱状図、電気検層図を添付すること。
(届出のために改ためて測定することを要しない。)
 - 4 水質試験結果表を添付すること。

年 月 日

（提出先）
野沢温泉村長

住 所
氏 名
（法人にあってはその住所）
及び代表者の氏名

氏名（名称・住所）変更届出書

野沢温泉村地下水資源保全条例第16条の規定により届出します。

記

変更の内容	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 理 由		

(提出先)
野沢温泉村長

申請者 住 所
氏 名
(法人にあってはその住所)
(及び代表者の氏名)

承 継 届 出 書

野沢温泉村地下水資源保全条例第17条第3項の規定により届出します。

記

承 継 者	住 所 氏 名	
被承継者	住 所 氏 名	
承 継 年 月 日	年 月 日	
承 継 原 因		

(提出先)
野沢温泉村長

申請者 住 所
氏 名
(法人にあってはその住所)
(及び代表者の氏名)

井 戸 廃 止 届 出 書

野沢温泉村地下水資源保全条例第18条の規定により届出します。

記

掘さく許可年月日	年 月 日 許可第 号
井戸の設置場所	
井戸の深さ	m
廃止の理由	
廃止後の処置の方法	

年 月 日

(提出先)
野沢温泉村長

住 所

氏 名

(法人にあってはその住所)
(及び代表者の氏名)

措 置 完 了 届 出 書

野沢温泉村地下水資源保全条例第23条の規定により届出します。

記

指 令 番 号	第 号	指令年月日	年 月 日
事 業 名			
事 業 地			
措置完了年月日	年 月 日		
改善措置の内容			

			第 号
野沢温泉村地下水資源保全条例第20条第2項の規定による 身分証明書			
職名及び氏名			
	年	月	日生
	年	月	日発行
	野沢温泉村長		印

野沢温泉村地下水資源保全条例（抜粋）

第20条 村長は、この条例の円滑な運用を図るため必要があるときは職員に当該土地に立入らせ調査させることができる。

2 前項の規定により調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があるときはこれを提示しなければならない。

用紙の大きさ $\left\{ \begin{array}{l} \text{縦} \ 6.5\text{センチメートル} \\ \text{横} \ 9.0\text{センチメートル} \end{array} \right.$

指令第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様
(法人にあつてはその住所及び代表者氏名)

野沢温泉村長

野沢温泉村地下水資源保全条例第21条の規定により、次の保全措置をとるよう勧告する。

事 業 地	
事 業 名	
勧告の内容	
措置完了期日	

この勧告書を受けたときは、措置完了期日までに必要な措置を講じ7日以内に「措置完了届書」を提出し、その検査を受けてください。

措 置 命 令 書

指令第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様
(法人にあつてはその住所及び代表者氏名)

野沢温泉村長

野沢温泉村地下水資源保全条例第22条の規定により、次の保全措置をとるよう命令する。

事 業 地	
事 業 名	
命 令 の 内 容	
措置の完了年月日	

- 1 この命令書を受けたときは、措置完了期日までに命令事項に係る措置を講じ、7日以内に「措置完了届書」を提出し、その検査を受けること。
- 2 この措置命令に違反した者は、条例の定めるところにより公表します。

停 止 命 令 書

住 所

氏 名 様

（法人にあつてはその住所及び代表者氏名）

野沢温泉村地下水資源保全条例第24条の規定により、次のとおり業務の停止を命ずる。

1 停止を命ずる事項

2 停止期間

3 停止を命ずる理由

年 月 日

野沢温泉村長

（提出先）

野沢温泉村長

申請者 住 所
氏 名
（法人にあってはその住所）
及び代表者の氏名

井戸使用承認申請書

野沢温泉村地下水資源保全条例施行規則附則第2条第1項の規定により承認してください。

記

地下水の用途			
井戸の設置場所			
掘削の方法			
井戸の口径			cm
井戸の深さ			m
ストレーナーの位置	(1) 上限	m	下限 m
	(2) 上限	m	下限 m
揚水量	m ³ /日	水温	℃
ポンプの種類	吐出口径		mm
	断面積		cm ²
ポンプの能力	KW		m ³ /min
掘削年月日	年	月	日
使用開始年月日	年	月	日
自然水位	m (年 月 日測定)		
動水位（揚水位）	m (年 月 日測定)		
掘削担当者氏名			

年 月 日付で申請のあった井戸を使用することについて、下記条件を付して承認します。

年 月 日

野沢温泉村長

記

- 1 当該井戸の使用期限は、年 月 日までとする。
（引続き井戸の使用を必要とする者は、使用期限の1ヶ月前に改めて井戸使用承認申請書を提出すること。）
- 2 当該井戸を使用したことによって附近の水（温泉含）に影響した場合は、原状回復又はこれに変わるべき措置をとるべきこと。
- 3 当該井戸を使用したことによって附近に地盤沈下を起こした場合は、原状回復すること。
- 4 地下水資源について理解を深め、限りある資源を大切に使うよう心がけること。